



新年度が始まりましたが、今年度も新型コロナウイルスに我慢を強いられる一年となりそうです。3月に少し感染者数も減ってきて緊急事態宣言が解除した途端、変異株（N501Y変異）が増え始め、大阪では1000人を超える感染者数となりました。第4波と言えるこの波は、今までとは違った様相を呈してきています。感染力が強くなっているのか、基礎疾患はないのに両側肺炎を起こして一気に呼吸不全に陥り重症化する人の割合が増えているのです。高齢者ではなく、50代以下の若い人の感染が多くなっており、人工呼吸器を装着される重症患者も増え、大阪では重症病床が足りなくなってきました。今までは子供はかかりにくいと言われていましたが、昨年末にイギリスの諮問機関の調査で、「今回の変異株は子供にも感染しやすい兆候がある」と言われていたのを裏付けるかのように、厚労省が年度末に発表した結果でも、変異株感染者のうち10歳未満が12%を占め、40代に次いで2番目に多かったとわかっています。新型コロナウイルスが細胞に感染する時に足場として利用する細胞表面にあるACE2受容体が、子供は大人と比べて呼吸器の細胞などで少ないからかかりにくいと言われていたものの、遺伝子の変異で性質が変わり、子供にも感染しやすくなった可能性があると言われていています。ただ子供は感染しても無症状か軽症にとどまり、重症化しにくいのは今のところ従来型と変わらないようです。いずれにせよ、若い人や子供も油断はできなくなってきました。これ以上何をすればよいのかわかりませんが、一刻も早くワクチンで集団免疫を獲得し、一人一人が今後も責任を持った節度ある行動をとるしかないのでしょうか。

呼吸器豆知識

今回も新型コロナウイルスに関連してワクチンについてお話ししましょう。そもそもワクチンとは何かですが、無毒化あるいは弱毒化したウイルスなどの病原体を体内に注入することで、そのウイルスに対する抗体を作り、免疫を獲得することです。初めて遭遇した予期せぬ侵入者には無防備ですが、あらかじめ侵入者を知って、的確に倒すための武器(抗体)を準備しておけば、侵入されても素早く攻撃して自分を守るわけで、その武器を作るための薬がワクチンです。通常私たちが受ける機会があるワクチンには生ワクチン、不活化ワクチンなどがあります。生ワクチンは生きていた病原体の毒性を弱めて病原性をなくしたうえで体の中に入れるもので、弱らせているとはいえ生きていたため、自分の抵抗力が弱っている時にはワクチンにやられて熱が出たりすることもあり、代表的なものとしては水痘や麻疹のワクチン、BCGなどがあります。不活化ワクチンは病原体の感染する能力を失わせた、例えば病原体の死骸や一部分だけを注入するもので、代表的なものとしてはインフルエンザや肺炎球菌ワクチンなどがあります。新型コロナウイルスワクチンはこれらの今までのワクチンとは少し違い、mRNAと呼ばれるウイルスの遺伝子を注入し、それを鋳型としてウイルスの抗原となる蛋白質を作り出し、それに対する抗体を作らせて免疫を獲得するものです。遺伝子を入れて人の体内でウイルスの一部を生成するのであってウイルス自体を入れるわけではないので安心してください。体内に入れた遺伝子も自然に分解されて体の中に残ることはありません。ただ今までにない様式のワクチンであるため、長期的にどのような副反応が出るかわからず、多くの人不安を感じています。ワクチンを溶かしている溶液に含まれる成分にアナフィラキシー反応を起こすことで話題となっていますが、これは注意して観察し、アレルギー反応が起きてもすぐに対処すれば大事にはいらないことも多いので、心配し過ぎないようにしましょう。他にも短期的な副反応は先行接種の人たちにより少しずつわかってきました。注射部位の疼痛はほぼ9割の人にみられ、利き腕への注射はできるだけ避けましょう。37.5度以上の発熱、頭痛、倦怠感も若ければ若いほど出やすく、1回目より2回目の方がより出やすいとわかってきています。若い方の2回目接種では5~6割の人に翌日発熱、頭痛、倦怠感が出るようなので、仕事に支障が出ない日を選びましょう。ただその症状も翌日から翌々日で治まることが多いようです。





診療点数の加算と介護保険診療報酬改定のお知らせ



下記のとおり診療点数が変更となります。令和3年4月診療分より算定させていただきますので、どうぞご理解のほど賜りますようお願いいたします。

1. 医科外来等感染症対策実施加算

令和3年4月から9月までの間、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、すべての患者様の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、「医科外来等感染症対策実施加算」を算定できるとされました。

◎加算対象の算定項目(5点を加算算定させていただきます。)

- 初診料
- 再診料
- 定期患者訪問診療料
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料

◎特に必要な感染予防策とは

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に感染防止等に留意した対応を行うこと。

(感染防止等に留意した対応の例)

- ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者様への診療等を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと。
- ・施設等の運用について、感染防止に質するよう、変更等に係る検討を行うこと。

2. 居宅療養管理指導料

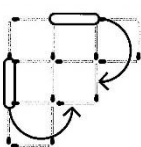
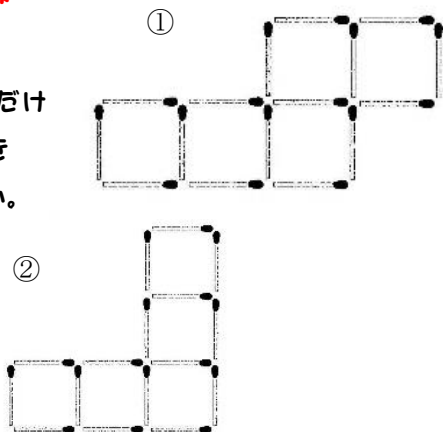
2021年度介護保険診療報酬改定により「居宅療養管理指導料」の単位が変わります。加えて令和3年4月から9月までの間、新型コロナウイルスに対応するため、特例的に基本報酬に対して0.1%上乗せすることとされました。

◎295点(令和3年3月まで)→298単位(令和3年4月より)

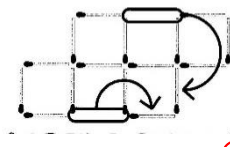
◎上乗せ分0.1% 1単位が加算となります。

頭の体操

マッチ棒を2本だけ動かして四角形を4つにしてください。

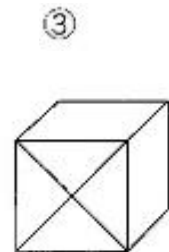
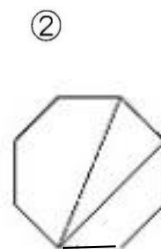
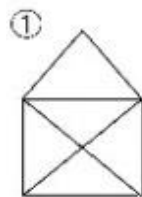


②

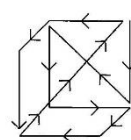


①

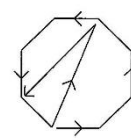
対士心
戻回



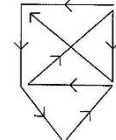
一筆書か
なすこ



①



②



③

一筆書か
戻回

今年は長く花粉症の症状が続き、つらいです(T_T) 皆様も体調管理にはどうぞお気をつけください。外来通院が難しくなった、自宅でゆっくり療養したいなど、在宅療養をお考えの方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。(窓口:杉原)